

平成 20 年 1 月 17 日 第 18 回棚卸資産専門委員会資料の改訂資料

後入先出法の取扱いとして考えられる方向性案について
 －国際会計基準とのコンバージェンス等の観点から、棚卸資産の評価方法として、後入先出法の採用を廃止すべきかどうか。－

1. 考えられる方向性案

今後、LIFO の取扱いを検討する方向性として、国際的な会計基準の取扱いも考慮すれば、他の棚卸資産の評価方法と同様に LIFO の採用をそのまま認めることは困難であると考えられる。そのため、考えられる方向性として、以下の 2 つの方向性が考えられる。

(第 1 案) LIFO を廃止する（ただし、保有損益の影響を排除した期間損益の任意開示の取扱いを定める。）。

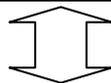
(第 2 案) LIFO の採用を引き続き認めるものの、その指摘されている問題点を解消するための一定の追加開示を行う。

この 2 つの案について、次の点から比較・分析し、採用すべき方向性を検討する。

- ・ 日本の LIFO の採用状況について
- ・ 国際的な会計基準の取扱いについて
- ・ LIFO の長所と短所について

(1) 日本の LIFO の採用状況について

<p>第 1 案を支持 (第 2 案に反対)</p>	<p>事務局の調査では、現在、我が国で LIFO を採用している会社は、4,500 社以上の有価証券報告書提出会社のうち、50 社程度とされている¹。LIFO を廃止すべきか否かを、採用している会社数のみから判断すべきではないものの、この検討の前提として、我が国では実際に LIFO を採用している会社は極めて限定的であるといえる。また、同じく事務局の調査では、LIFO を採用している会社は近年減少する傾向にあることが確認されている²。</p> <p>こうした点に加えて、一般的に LIFO の長所を活かすことができると考えられている業種である石油、石油化学、鉄鋼及び非鉄金属の各業界に属する会社を見ても、LIFO を採用する会社が多数を占めるという状況にあるわけでもない。</p>
--------------------------------	--



¹ 平成 18 年 7 月 1 日から平成 19 年 7 月 2 日までの間に有価証券報告書を提出した会社のうち、LIFO を採用していた会社は 53 社であった。詳細は、第 17 回棚卸資産専門委員会資料を参照のこと。

² 平成 14 年 3 月期から平成 19 年 3 月期までの間に棚卸資産の評価方法を LIFO から他の方法に変更した会社は延べ 31 社であったのに対し、他の方法から LIFO に変更した会社は 4 社であった。詳細は、第 18 回棚卸資産専門委員会資料を参照のこと。

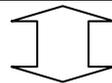
(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

第2案を支持 (第1案に反対)	我が国において、LIFOは、主として原材料等の仕入価格が市況の変動による影響を受け、この仕入価格の変動と製品の販売価格の関連性が強い業種に多く選択される傾向にある。このように、採用会社は、LIFOの長所（(3)参照）を活かし、会社の実質的な収益力を開示することを目的に採用しており、廃止するのは不適當である。
--------------------	--

(2) 国際的な会計基準の取扱いについて

国際会計基準ではLIFOの採用を認めていないものの、米国の会計実務においては、一定の注記を付すことを条件にLIFOの採用を認めている。

第1案を支持 (第2案に反対)	<p>国際会計基準と米国会計基準のコンバージェンスが進行している。LIFOの取扱いについては、米国の会社の4割程度³がLIFOを採用している状況もあり、米国会計基準がLIFOを廃止する場合のインパクトは我が国以上に大きいと考えられる。米国会計基準は、こうした状況も考慮して、LIFOの取扱いについてのコンバージェンスに躊躇しているとも考えられ、仮に状況に変化があれば、LIFOの廃止を検討する可能性もある。</p> <p>また、米国での検討を進めることができない理由が上記の点にあるとすれば、国際会計基準がLIFOの取扱いを再度認めるという可能性は低いとも考えられる。</p>
--------------------	---



第2案を支持 (第1案に反対)	<p>① 国際会計基準と米国の実務でも取扱いが分かれていることから、我が国の会計基準においてこれまで認められてきたLIFOを廃止する必要はないのではないか。</p> <p>② 米国の実務と同様のレベルの一定の追加開示を我が国のLIFO採用会社に求めるという方向性を採ったとしても、現時点においては、会計基準の国際的なコンバージェンスを達成できるのではないかと。</p>
--------------------	--

(3) LIFOの長所について

LIFOの長所は次の点にあると考えられている。

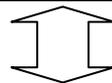
資産価格や為替相場の変動によって、棚卸資産の仕入価格や販売価格が大きく変動する場合などは、棚卸資産の払出しをLIFOで処理した方が、投資情報として重要な利益を

³ 2006年度の「Accounting Trends & Techniques」によれば、調査対象600社中、LIFO採用会社は229社（複数回答）であるとされている。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

より適切に表示することができると考えられる。利益情報の重要性を強調するのであれば、LIFO は、こうした場合において、積極的に採用されるべき棚卸資産の評価方法であるともいえる。

<p>第1案を支持 (第2案に反対)</p>	<p>① 仮に、市況が短期的には乱高下するものの、長期的に平均的な水準で推移する状況であれば、その短期的な上昇や下降を期間損益計算に含めることは、会社の実質的な収益力を評価する上で適当ではないと考えられる。しかし、市況が長期的に上昇する場合に LIFO を採用し続ければ、棚卸資産の保有利益がいつになっても実現されないことになり、これは、単に将来の特定の時点で実現される保有利益を繰り延べているに過ぎないという見方もある。こうした場合、むしろ、市況の変動によって生じる保有損益も当期の利益に含める方が、棚卸資産の販売をもって利益計算を完了させ、会社の実際の業績を示すことになるとも考えられる（実際に、こうした問題を解消することを理由として、LIFO から他の評価方法に変更する事例も見られる。）。</p> <p>② また、企業会計基準第9号が適用された場合、保有損失は発生都度、損失として計上されるのに対し、保有利益だけが長期的に繰り延べられることとなる。</p> <p>③ LIFO の採用を引き続き認めても、採用している会社は限られている（(1)参照）。むしろ、利益に含まれる在庫評価の影響等に関し IR 情報として開示している内容について、会計基準の中で定めることを議論した方が建設的ではないか。</p>
----------------------------	---



<p>第2案を支持 (第1案に反対)</p>	<p>① 当期の収益には、これに見合う費用を計上すべきであるとする考え方の下では、資産価格や為替相場の変動によって棚卸資産の仕入価格や販売価格の大きな変動が生じる場合等において、LIFO は、上記の LIFO の長所のように、他の評価方法に比べ、棚卸資産の保有損益を期間損益から排除することにより、より適切な期間損益を計算することができる方法と考えられる。つまり、棚卸資産の保有損益を排除した期間損益を計算することにより、財務諸表の利用者は会社の収益力をより適切に把握することができると考えられている。</p> <p>② また、主として石油業界において、LIFO からその他の評価方法に変更した大手の会社においても、通常の会計上の利益とあわせて、</p>
----------------------------	---

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	<p>利益に含まれる在庫評価の影響等を IR 情報として開示している。財務諸表利用者も、こうした情報を重視しているという指摘もある。</p> <p>こうした点からも、LIFO による期間損益が他の評価方法による期間損益よりも、会社の実質的な収益力を判断する上で有用であると考えられる。</p> <p>③ 特に法令等で在庫の備蓄義務が課されている場合に会社が保有する備蓄在庫は、会社の事業が継続する限り確保することを義務付けられると考えられる。こうした実態があれば、仮にその備蓄在庫の保有損益が長期にわたって実現しなかったとしても、それは事業の性質・実態を反映した会計処理と考えられる。</p>
--	--

(4) LIFO の短所について

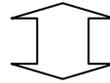
LIFO の短所は次の点にあると考えられている。

	<p>A LIFO の採用により、帳簿上は過去に取得した棚卸資産が繰り越され続けることになり、貸借対照表の棚卸資産の金額が最近の原価の水準と大幅に乖離してしまう可能性がある。</p> <p>B 棚卸資産が大きく減少した場合に、これまで期間損益計算から排除され、累積されてきた保有損益が一時に期間損益に反映されてしまうことになる。</p> <p>(なお、IAS 第 2 号の改訂においては、「LIFO は、一般的に棚卸資産の実際の流れを、信頼性をもって表現しているとはいえない。」という点が重要な問題として指摘されていた。しかし、この点については、FIFO や平均法においても同様の問題があると考えられ、LIFO のみの問題点として取り上げることは適当ではないと考えられる。このため、上記の短所には含めていない。)</p>
--	--

<p>第 1 案を支持 (第 2 案に反対)</p>	<p>① 上記の LIFO の短所のように「帳簿上は過去に取得した棚卸資産が繰り越され続けることになり、貸借対照表の棚卸資産の金額が最近の原価の水準と大幅に乖離してしまう可能性がある。」という貸借対照表に関連する短所と、「棚卸資産が大きく減少した場合に、これまで期間損益計算から排除され、累積されてきた保有損益が一時に期間損益に反映されてしまうことになる。」という損益計算書に関連する短所が指摘されている。</p> <p>② 一定の注記を求めるという取扱いは、LIFO 採用会社のみが注記を行うことになるため、バランスを欠いているという指摘や、品目が多い等の理由により、対応が困難であるという指摘がある。</p> <p>③ 保有する在庫水準が一定であるような会社においては、上記 B の短</p>
--------------------------------	--

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	<p>所が顕在化する機会が少ないものの、その一方で、そうした会社の保有損益はなかなか実現されないため、将来の特定の時点まで繰り越され続ける可能性があるという問題（(3)参照）が生じることになる。</p>
--	---



<p>第2案を支持 (第1案に反対)</p>	<p>① 指摘されている LIFO の短所については、この短所を補う一定の注記を付すことで解消することができるという考え方がある。米国の会計実務⁴においては、そうした考え方が採用されている。</p> <p>② 保有する在庫水準が一定であるような会社においては、上記Bの短所が顕在化する機会が少ないのではないかと指摘される。</p>
----------------------------	--

2. 事務局提案

<p>考えられる方向性のうち、(第1案)の方向性に沿って検討を進めることでどうか。</p>

(理 由)

(1) LIFO を廃止するという点に関連する事項

① LIFO の短所⁵

LIFO には、通常、「B/S に関連する短所」と「P/L に関連する短所」があると言われている。

a) B/S に関連する短所

LIFO には、帳簿上、過去に取得した棚卸資産が繰り越され続けることになり、貸借対照表の棚卸資産残高が最近の原価の水準と大幅に乖離してしまう可能性がある⁶。

b) P/L に関連する短所

棚卸資産が大きく減少した場合（いわゆる期首残高への食い込みが生じた場合）に、

⁴ なお、米国の ASR 第 293 号は、LIFO 採用会社に一定の注記を求めることのほか、①従来製品を組成する要素の一部の変更や、生産工場の変更を理由として「新製品」として取り扱うことにより、従来製品の原価の払出しを図ること、②棚卸資産の分類を誤ることで古い原価の払出しを図ること、③購入契約が大き過ぎて期末までに処分できない在庫を関係会社に販売することにより、古い原価の払出しを図ること、といったような処理は、これを意図的に行うことで利益操作に繋がる可能性があるため、これらを SEC は認めないとの注意喚起についても、その目的とされていた。

⁵ また、第 144 回企業会計基準委員会では、LIFO の仮定している「物の流れ」が、企業の事業における実際の「物の流れ」と一般的に整合的ではないという、上記 1(4)では取り上げなかった点を重視すべきとの意見もあった。

⁶ この点については、B/S 上、過去の取得時点の価格に基づいて計上されるため、LIFO とそれ以外の評価方法との間に大きな違いはないという意見もある。しかし、それ以外の評価方法は、棚卸資産の受払いによって棚卸資産の残高が市況の変動を何らかの形で反映するのに対し、LIFO は、棚卸資産の受払いが生じているにもかかわらず、長期間にわたって棚卸資産の残高が市況の変動を全く反映しない可能性がある。このため、LIFO は、それ以外の評価方法に比して、この短所がより大きな問題になる可能性がある。(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

これまで期間損益計算から排除され累積されてきた保有損益が、一時に期間損益に反映されてしまうことになる。これは、企業が棚卸資産の購入量を意図的に調整することによって、利益操作に繋がる可能性がある。また、意図的ではなくとも、期首残高への食い込みが生じた場合には、損益が大きく変動してしまう。

特に、企業会計基準第9号（いわゆる低価法の強制）により、保有利益のみが長期間繰り延べられることとなるため、棚卸資産が減少した場合、累積した過年度の保有利益だけがまとめて計上されることになり、会社の収益力の期間比較を歪めることとなる。

② LIFOの長所に対して

（第2案）を支持する立場は、「棚卸資産の払出しをLIFOで処理した方が、投資情報として重要な利益をより適切に表示することができる。」というLIFOの長所により支えられていると考えられる。

低価法を前提とすれば、この長所が活かされるのは、以下のb)の場合に限定される。

a) 価格が安定している場合

期中の価格が安定している場合（期中の価格が乱高下していても期首と期末の価格に大きな差異がない場合も含む）には、他の方法との間に差異は生じない。また、「市況が短期的には乱高下するものの、中長期間では平均的な水準で推移する状況」でも、当該中長期間においては差がなく、したがって、期間損益計算における他の方法との差異は程度の問題であると考えられる。

b) 価格が継続的に上昇する場合

この場合には、市況の変動によって生じる保有利益を、継続的に期間損益から排除し、成果（販売価格）に見合う原価（仕入価格又は製造原価）が計上されるため、LIFOの長所が活かされるものと考えられる。

しかし、市況が継続的に上昇する傾向にある場合⁷においては、LIFOによって、将来の特定の時点で計上されることになる利益を繰り延べているに過ぎず、むしろ、名目資本維持の下では、市況の変動によって生じる保有損益も（いつかは）当期純利益に含まれることとなる。すなわち、保有利益もいずれは利益として認識される（認識せざるをえない）ため、論点は、期間損益計算上、この保有利益をいつ認識するのが妥当かということになる。

上記の①b)で示したように、LIFOでは、長期間維持されてきた在庫が払い出されたとき（期首残高への食い込みが生じたとき）に、過年度に累積した保有利益が一気に認識されるため、収益力の期間比較が大きく歪められることとなる⁸。この問題点を回避するためには、平均法やFIFOを採用する方が、操業利益が生じたときに保有利益も（あ

⁷ しかし、こうした状況は、實際上、限定的ではないかという意見があった。

⁸ 少なくとも、当該在庫を用いている事業が継続している間は、期首残高への食い込みが生じたときでも保有利益を排除する方法として基準棚卸法（恒常在高法）があるが、実務上、用いられていない。（財）財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

る程度)認識することができ、このため、この問題点には対応できるものと考えられる。

c) 価格が継続的に下降する場合

この場合には、市況の変動によって生じる保有損失は、低価法による評価損失として認識されることとなり、結果的に他の方法との間に差異は生じない。

③ 会計基準の国際的なコンバージェンスについて

米国での取扱いを考慮すれば、(第2案)のような形でLIFOの採用を継続して認めることとした場合でも、現時点においては、会計基準の国際的なコンバージェンスを達成することができるという見方がある。将来の国際的な会計基準の動向は不明であるものの、最新の動向では、国際会計基準において2003年のIAS第2号の改訂により、棚卸資産の評価方法としてLIFOの採用が認められないこととされている。こうした近年の動向も踏まえれば、今後、国際会計基準と米国会計基準のコンバージェンスにおいてLIFOの採用が認められる方向に進む可能性は低いとも考えられ、会計基準の国際的なコンバージェンスを進める上でも、(第1案)の方向性に沿って検討を進める方が望ましいのではないかと考えられる。

④ 我が国のLIFOの採用状況について

我が国では実際にLIFOを採用している上場会社は極めて限定的であり、また、その採用会社数は近年、減少する傾向にある。

⑤ 第2案を選択した場合の問題点

もう1つの選択肢である(第2案)に対し、LIFO採用会社の中には、LIFOを採用した会社についてのみ一定の注記を求めることは適当ではないという意見もある。これは、注記が必要とされた場合には、LIFOから他の方法への変更を示唆する。

(2) LIFOを廃止した場合において対応を検討すべき事項

① 保有損益を実現させるべきではない在庫(備蓄在庫)に関連する事項

特に法令等で在庫の備蓄義務が課されている場合のように、会社が事業活動上、一定の備蓄在庫を長期的に保有することがある。上記(1)②bの考え方に対し、こうした備蓄在庫の保有損益については、通常の在庫の保有損益とは区別すべきであり、これらの保有損益を当期の利益に含めるべきではないという指摘がある。

しかし、備蓄在庫を、その性質・実態に即して長期性資産のように会計処理すべきであるという主張であれば、考え方としては、備蓄在庫を通常の在庫と区分して評価(会計上、別の種類の棚卸資産として評価方法をそれぞれ適用)する方が、より適当と考えられる⁹。

⁹ (例えば土地のような)長期性資産の含み損益の会計処理との整合性を重視するのであれば、備蓄在庫(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

【イメージ】

企業Aは、期首において300の棚卸資産aを保有している。企業Aは、法令等により一定の備蓄在庫を保有して、事業活動を行っている。企業Aは、期首の棚卸資産aのうち、200を保有すべき備蓄在庫と認識しており、事業活動の実態からも、この認識は適当と判断されるものとする。

この場合、企業Aは、期首において保有する棚卸資産aを、管理上、「通常の受払いをする在庫分」100と、「備蓄在庫分」200に区分し、「通常の受払いをする在庫分」について棚卸資産の受払計算を行って売上原価を算定する。

仮に「通常の受払いをする在庫分」の残高を上回る払出しがなされた場合は、「備蓄在庫分」200に区分した棚卸資産の受払計算を行って売上原価を算定する（簿価の算定を通算せず、グループ別に行う）。

② 財務諸表利用者にとって有用と考えられる企業の実質的な収益力の開示について

（この開示については、LIFOを廃止するか否かにかかわらず、対応すべきであるという意見もある。）

現在、LIFOからその他の方法に棚卸資産の評価方法を変更した一部の会社（業種）において、各期の在庫評価による影響等がIR情報として開示されている。これらの情報には特に決められた計算方法があるわけではなく、会社間の整合性や、同一会社における継続性が明確になっていないという課題があるものの、企業の実質的な収益力を分析する上で、有用な情報となっているという指摘もある。

このような現在の実務を考慮すれば、LIFOの存続を前提にしながら現時点で極めて限定的なLIFO採用会社に対して一定の注記を求めるという取扱いを検討するよりも、上記(1)の問題点を考慮すれば、LIFOを廃止した上で、こうした在庫評価による影響を除外した期間損益に関する任意の開示¹⁰の計算方法についての指針を検討することの方が、より建設的な取扱いを検討することができるのではないかと考えられる。

なお、開示方法については、特定の業種における慣行を制度化するものであるため、任意の開示とすることが適当と考えられる。

以 上

の払出しによる損益を、通常の営業損益と区分して計上することも考えられる。この結果、LIFOの「損益計算書に関連する短所」をある程度解消することも考えられる。

¹⁰ 「任意の開示」の方法については、注記により開示する方法の他に、損益計算書において、「操業損益」と「保有損益」を区分して開示するという案もあり得る。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。